

特設行政相談会を開催します

10月18日(月)～24日(日)は、総務省の定めた「行政相談週間」です。市では、これに伴い次のとおり特設会場を設置し、同省関東管区行政評価局職員と共に相談を受け付けます。

- ▶日時 10月18日(月)午前10時～午後3時
- ▶場所 商工センター 201会議室
- ▶内容 年金や医療保険、生活保護、雇用、道路(国道)など、主に国の行政の仕事について「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」といった苦情や意見、要望を受け付けます。
- ▶行政相談委員 河野恭男さん、富田祐子さん、風間祥一さん

定例行政相談

主に国の行政機関に関する苦情や意見、要望などを聴き、その解決や実現を図っています。

- ▶日時 毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分
※該当日が祝日の場合は第2月曜日
- ▶場所 産業文化会館第1会議室

行政苦情110番

総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
【電話】0570-090110
【FAX】048-600-2336

- ▶その他 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止になる場合があります。
- ▶問い合わせ 地域活動推進課くらし安心担当(内線252)

各種相談 (10月15日～11月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	10月26日(火) ※予約は10月1日(金)から	午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		11月11日(木) ※予約は10月15日(金)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	商工センター 201会議室	10月18日(月)	午前10時～午後3時	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	忍・行田公民館	10月23日(土) ※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104
	VIVAぎょうだ	11月10日(水) ※予約制		
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	10月26日(火)、11月9日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

納期のお知らせ(10月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
市県民税・・・・・・・・・・・・・3期
国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・4期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・・・・4期
介護保険料・・・・・・・・・・・・・4期

納期限 11月1日(月)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時税務課で実施しています。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)
10月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
 - ②国民健康保険税
 - ③後期高齢者医療保険料
 - ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)
②保険年金課国保担当(内線271)
③保険年金課医療担当(内線227)
④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

市税の納め忘れはありませんか

市では、「納税コールセンター」を設置して、電話で市税などの納付確認と納付の呼び掛けを行っています。納付が遅れますと、督促状などを発送するために、多くの経費(税金)が掛かります。

市税の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶注意 納税コールセンターでは、金融機関名や口座番号を聞いたり、口座を指定して振り込みを依頼したりすることはありません。不審な点がありましたら電話を切り、税務課へ問い合わせください。

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができません場合がありますので、ご注意ください。

納税相談はお早めに

病气や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。また、通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開通していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日を除く
- ▶場所 税務課
- ▶問い合わせ 同課収納担当
(内線236・237)



10月1日は浄化槽の日です 年1回定期水質検査を受けましょう

浄化槽は、微生物の働きにより、トイレなどから出た汚水をきれいにして水路や河川へ放流するための設備で、通常、庭先や駐車場の下に埋められています。地面に2、3個並んだマンホールのふたや空気を送る機器(ブローア)がある家庭では、この浄化槽を使用しています。

浄化槽を使用している方は「年3～4回の保守点検(機器の点検・調整や消毒薬の補充)」、「年1回の清掃(浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜き)」の他に、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。「定期水質検査」は、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分に浄化機能を発揮しているかを検査する健康診断のようなものです。検査結果は、使用している方と行政機関に通知されます。また、必要に応じて行政機関から保守点検業者にも通知され、普段の維持管理に生かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、知事指定検査機関の(一社)埼玉県浄化槽協会、または契約している保守点検業者・清掃業者に連絡し、定期水質検査を必ず受けるようにしましょう。

▶定期水質検査の手数料(非課税)

- 【10人槽以下(家庭用浄化槽)】5,000円
※11人槽以上は同協会まで問い合わせください。
- ▶問い合わせ 同協会法定検査部 ☎501-5707



不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。
なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

さしあげます

- ▷業務用コピー機 ▷姿見 ▷自転車前かご用力パーとロープ
- ▷茶ダンス ▷ダンス ▷脚立 ▷電気圧力鍋 ▷液晶テレビ
- ▷将棋の駒 ▷包丁 ▷まな板 ▷ウエイト ▷ハンドグリップ

ゆずってください

- ▷大人用自転車 ▷ベビーカー ▷ミシン ▷電動芝刈り機
- ▷炊飯器 ▷ノートパソコン ▷ベビーハイチェア

▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530